

# 令和 2 年 度 事 業 報 告

## (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争を受け、令和2年1月、暴力団対策法に基づき、警戒区域等を定めて両団体が「特定抗争指定暴力団等」に指定された以降も、拳銃を使用した関連事件が発生し、こうした状況を受け、両団体の特定抗争指定の期間を延長するとともに、同年7月、10月及び12月には警戒区域を新たに追加し、対立抗争の情勢に応じた措置が講じられた一方、令和2年2月に任侠山口組から名称を変更した絆會も、依然として両団体と対立状態にある。

また、近年の暴力団は、覚醒剤等の違法薬物の密売を始めとする伝統的資金獲得活動に加え、その実態を隠蔽しながら、共生者等を利用し、一般社会での不透明な資金獲得活動を活発化させているほか、各種公的給付制度を悪用した詐欺、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺等、暴力団の威力を必ずしも必要としない犯罪による収益を資金源とするなど、その活動分野を拡大している状況がうかがわれる。

一方で、全国の暴力団勢力数（暴力団構成員及び準構成員）を見ると、令和2年末現在25,900人で、前年に比べ2,300人減少し、本県の暴力団勢力数も全国と同じく減少傾向にあり、令和2年末現在275人で、前年に比べ25人減少している。

暴力団勢力数が減少傾向にあることなどにより、暴力団離脱者の社会復帰支援の必要性が高まる中、平成28年2月に本県を含む全国14都府県の社会復帰対策組織により締結された離脱者の社会復帰支援に向けた広域連携協定への参加都府県が、令和3年3月末には35都府県へと拡大している。

このような情勢の下、センターでは、三重県の暴力団排除活動の中核組織として、警察、三重弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）、関係機関・団体等との連携を強化し、暴力団のいない安全で安心な三重県の実現に向け、各種暴力団排除活動を積極的に推進した。

### 1 広報啓発活動の推進

#### (1) ホームページによる広報啓発活動

センターホームページに適時最新情報を掲載し、タイムリーな広報活動を実施した。

#### (2) 機関誌「暴追ニュースみえ」の発行

センターの事業内容、暴力団情勢等について、広く県民に周知を図るべく、機関誌「暴追ニュースみえ」を2回発行した。

○ 暴追ニュースみえ 第81号、第82号

各1,000部

#### (3) 広報資料の発行

暴力追放運動に対する県民の理解を深め、センターの事業を効果的に推進するため、

各種広報資料を作成するなどし、関係機関・団体、企業、地域住民に配布した。

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| ① 小冊子「企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢2020」 | 2,500部 |
| ② 小冊子「不当要求防止責任者教本」            | 1,300部 |
| ③ 小冊子「CHECKTEN!!～不当要求対応10項目～」 | 1,300部 |
| ④ パンフレット「民暴相談のしおり」            | 1,300部 |
| ⑤ 暴排ポスター                      | 100部   |
| ⑥ マスク（2枚入り）                   | 2,000部 |
| ⑦ 暴力追放オリジナル手帳                 | 2,000部 |
| ⑧ 2021年カレンダー                  | 1,000部 |
| ⑨ ミニのぼり旗                      | 1,000部 |

#### (4) 普及宣伝活動

センター事業の認知度の向上及び暴力団追放運動の意識の高揚を図るため、普及宣伝活動を実施した。

- ① J Aグループ三重暴力団等反社会的勢力排除連絡協議会を始めとする職域暴力団排除組織の総会、研修会等への参加（4組織、4回）
- ② 不当要求防止責任者講習時における広報啓発活動の実施（69回）
- ③ 賛助会員である企業・個人に対する機関誌、パンフレット等の配布
- ④ 暴力団排除組織、賛助会員等に対する各種広報啓発物品（ビジネス手帳等）の配布

#### (5) 暴力追放功労者等の表彰

ア 「センター表彰」として暴力追放活動に功労があった2団体及び個人2名に対し表彰状、センター事業への積極的な支援等があった5団体に対して感謝状をそれぞれ贈呈した。

イ 「中部ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会表彰」として本県から、暴力追放功労団体の部で、「諏訪栄町・西新地地区不当要求拒否宣言の街」、暴力追放功労個人の部で「中西 正洋氏（弁護士／民暴委員会委員）」がそれぞれ受賞した。

ウ 「全国暴力追放運動推進センター表彰」として本県から、暴力追放功労者（銅章）の部で、「川端 康成氏（弁護士／民暴委員会委員）」、暴力追放功労職員の部で「大内 敏敬氏（前センター専務理事兼事務局長）」がそれぞれ受賞した。

## 2 地域・職域暴力団排除組織活動支援

### (1) 地域・職域暴力団排除組織活動の支援

県内には、自主的な地域暴力団排除組織である暴力追放市町民会議等が15組織、職域暴力団排除組織が22組織存在し、それぞれ設立目的に沿って地域や職域からの暴力団排除に向けた活動を推進している。

センターでは、これら暴力団排除組織の総会等において、六代目山口組・神戸山口組・絆會間の対立抗争を含めた暴力団情勢、暴力団排除の必要性、暴力団員等からの不当要求に対する対応要領等に関する講演を行ったほか、広報資料、機関誌等を提供し、暴力団排除意識の高揚に努めた。

(2) 暴力団排除組織の総会等への出席状況

- |             |    |     |
|-------------|----|-----|
| ○ 職域暴力団排除組織 | 延べ | 4回  |
| ○ 企業・団体等    | 延べ | 19回 |

(3) 暴力団排除組織支援助成金制度による支援

「センター暴力団排除組織活動助成金取扱規程」に基づき、地域暴力団排除組織1団体に対して、合計5万円を助成し、地域暴力団排除活動の活性化を図った。

【助成金交付先】

- 暴力追放亀山市民会議

(4) 暴力団排除に関する資料提供等

地域・職域暴力団排除活動が活発に展開されるよう、小冊子「企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢2020」、啓発用ポスター、リーフレット等の提供、暴力団排除対策用DVDの貸し出しなどの支援を行った。

### 3 暴力相談活動の推進

(1) 受理体制等の確立

暴力追放相談委員（センター職員、民暴委員会委員（以下「民暴弁護士」という。）等）による暴力相談活動を行った。

(2) 暴力相談の種別

ア センターにおける常設暴力相談の実施

- ・ センター事務所に常設の相談室を設け、暴力追放相談委員が面接、電話等による県民からの暴力団関連の相談に対応した。
- ・ 毎週水曜日に、民暴弁護士による無料法律相談を開設し、民事介入暴力等の相談ができる体制を取った。（予約制）
- ・ 相談者の利便を図るため、フリーダイヤル、FAX及び電子メールによる相談を受け付け、休日、執務時間外には、これらに加え、留守番電話を活用した。

イ 民事介入暴力巡回法律相談の無料実施

警察、民暴委員会、開催地の自治体等の協力を得て、県内3か所において民事介入暴力巡回法律相談を無料で実施した。

- |        |           |             |
|--------|-----------|-------------|
| ○ 伊勢市  | 10月26日（月） | 伊勢市生涯学習センター |
| ○ 四日市市 | 10月28日（水） | 四日市市総合会館    |
| ○ 尾鷲市  | 10月30日（金） | 尾鷲市防災センター   |

(3) 暴力相談の受理・処理状況（令和2年度中）

ア 相談受理件数 199件（前年比 +16件）

イ 相談受理態様別

事務所来訪	67件
電話・FAX	127件
文書	3件
メール	2件
他機関からの引継	0件

ウ 相談内容別

○ 暴力的要求行為（暴力団対策法第9条）に関するもの	0件
○ 離脱・勧誘・加入強要に係る相談	1件
○ センター事業に関する相談	9件
○ その他の暴力関係相談	189件

エ 対応者の状況

○ センター常勤暴力追放相談委員（全件対応）	199件
※ 民暴弁護士7件対応	

オ 処理状況

○ センターで処理	190件
※ 警察に2件、民暴弁護士に7件、それぞれ引き継いだ。	

## 4 保護・救済活動の推進

(1) 訴訟費用等の貸付け支援

暴力団事務所の明渡し、使用者責任追及等に伴う訴訟費用、暴力団員による器物損壊等の不当行為に対する損害賠償請求等の訴訟費用、物的被害修復費用等を無利子で貸し付ける制度を継続した。（令和2年度該当なし）

(2) 被害者見舞金の支給

暴力団員の不当な行為による傷害事件等の被害者に対し、見舞金を支給する制度を継続した。（令和2年度該当なし）

(3) 犯罪被害者対策の推進

三重県犯罪被害者等支援研修会、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター理事会等へ出席し、犯罪被害者対策に関する情報交換を行うなど関係機関との連携を図った。

(4) 暴力団離脱者社会復帰対策の推進

ア 広域連携協定の運用

暴力団離脱者を広域的に支援することを目的に、平成 28 年 2 月 5 日、全国 14 都府県（令和 3 年 3 月末現在、35 都府県に拡大）の社会復帰対策連絡協議会等との間において締結した「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定」の運用が平成 28 年 4 月 1 日から開始されており、令和 2 年度は他県からの要請により、暴力団離脱者に対する就労支援を行うなど迅速に対応した。

イ 三重刑務所の服役者に対する講話の実施

三重刑務所と連携して、出所間近の受刑者を対象とした講話を 2 回実施し、暴力団からの離脱、関係遮断等について指導した。

## 5 適格都道府県センター制度の効果的な活用及び業務の推進

平成 26 年 7 月 3 日、国家公安委員会から、暴力団対策法第 32 条の 4 の規定に基づき、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、自己の名をもって一切の裁判上又は裁判外の行為を行うことができる「適格都道府県センター」としての認定を取得している。

これまでのところ、この種の相談等はないものの、該当事案があった際に、制度を効果的に活用し、適正に業務を推進すべく、警察、弁護士等関係機関との連携、情報共有を図った。

## 6 責任者講習活動の推進

(1) 講習の実施

暴力団の不当な要求による被害を未然に防止するため、公務所、事業所等の不当要求防止責任者に対し、三重県公安委員会の委託に基づき暴力団対策法第 14 条第 2 項に定める講習を実施した。

（令和 2 年度中の受講者数 延べ 69 回、1,230 名）

○ 責任者講習受講者の職種

[職種] 官公庁、建設、福祉、保険、不動産、運輸、農協、金融  
流通、倉庫、小売、菓子製造販売、住宅業等

(2) 受講者の勧奨

ア 各事業所において暴力団員からの不当な要求を的確に排除できる体制を確立するため、警察本部組織犯罪対策課と連携して、県内の各業界団体、企業等に対して制度の趣旨及び内容を説明し、不当要求防止責任者の選任と講習の受講を呼び掛けた。

イ 行政対象暴力に適切に対応するため、県職員及び各自治体等公務員を対象にした責任者講習を実施した。（延べ 36 回、767 名）

## 7 暴力団の影響排除・少年指導委員研修活動の推進

- (1) 少年に対する暴力団の影響を排除する活動  
警察本部少年課と連携して、県内4か所で少年指導委員研修会を開催し、暴力相談の事例紹介、関係資料の配布等を行い、実効ある暴力団の影響排除活動の推進を要請した。
- (2) 暴力追放標語の募集  
三重県防犯協会連合会とタイアップして、県内の小・中学生、高校生等から「暴力団排除」をテーマとした標語を募集し、審査の上、優秀者を表彰した。

## 8 情報収集・調査研究活動

- (1) 不当要求情報管理機関の支援  
不当要求情報管理機関（公益財団法人モーターボート競走保安協会東海支所津競走場）の担当者と情報交換を行い、暴力団に関する資料等を提供した。
- (2) 暴力追放推進委員との連携等  
地域・職域の暴力団排除組織から推薦され、当センターが委嘱している暴力追放推進委員（27名）と、平素から暴力団関連情報や暴力団排除活動に関する情報交換を行うなどし、当センターの事業運営に反映させるとともに、暴力団排除活動の推進を要請した。
- (3) 総会、大会、研修会等への参加  
日本弁護士連合会等が主催した民事介入暴力対策大会等（リモート方式）
  - 令和2年10月2日、大阪大会
  - 令和3年2月26日、岡山大会
- (4) 資料、資機材等の整備と貸出  
暴力団排除に関する各種書籍、啓発用DVD等を整備し、責任者講習、講演等に活用したほか、地域・職域暴力団排除組織、企業、団体等からの要請を受けて貸出しを行った。
- (5) 暴力団排除に関する調査研究  
三重県内の主要な日刊新聞に掲載された暴力団関連記事を収集して、全国暴力追放運動推進センターが集約する暴力団情報検索システムに登録を行うとともに、全国の最新の暴力団情勢等の調査研究に努めたほか、責任者講習時に受講者に対する不当要求行為への対応状況についてのアンケート調査を実施し、各事業所等のニーズや実態に関する調査研究に努めた。

## 9 監査の受監

令和2年4月24日、監事監査を受監した。

## 10 理事会及び評議員会の開催

### (1) 理事会の開催

ア 令和2年度第1回定例理事会

令和2年6月2日 三重県総合文化センター

イ 令和2年度第2回定例理事会

令和3年3月3日 三重県総合文化センター

### (2) 評議員会の開催

・ 令和2年度定例評議員会

令和2年6月25日 三重県総合文化センター

以 上